令和6年度事業報告書概要(船舶給水施設)

指定管理者:東京港埠頭株式会社

## 1 管理状況

## ○ 適切な管理の履行

・人員配置

常勤スタッフを8名配置。内、6級海技士免許保有者を4名保有。(航海士:2名、機関士:2名配置)

・施設の使用許可

東京都港湾管理条例第6条、第7条、第27条及び船舶給水施設の管理運営基準に基づき、申請内容を審査し適正 に許可を行っている。

・施設の維持補修・修繕

施設の不具合による給水サービスの停止を引き起こさないよう、破損や経年劣化した箇所について東京都に報告し、迅速に補修を行った。(晴海ふ頭桟橋下給水管補修、国際クルーズターミナル給水栓鉄蓋補修、竹芝ふ頭船舶 給水栓取り換え工事)

・施設の清掃

月島ふ頭や晴海ふ頭では、地域の景観を損なわないよう直営による草刈り等清掃作業を実施した。芝浦給水栓の一部が排水不良を引き起こしていたため、直営作業により通気不良を改善し、施設の機能を正常な状況に復旧した。

## ○ 安全性の確保

・緊急時対策

緊急時に速やかに行動を起こせるよう、様々な訓練を実施しており、新規で写真・動画・位置情報をリアルタイムに共有できる災害用 IP 無線機「ハザードトーク」を活用した。また新たに緊急時操舵訓練を開催するため、京浜港長や東京都への調整及び申請を行い、晴海ふ頭前面水域で初めての大規模訓練を実施し、一層の安全対策の強化を図った。

・事故への対応

給水船夜間航行時の障害物確認、着岸時の事故防止及び安全確認を一層行うため、暗闇をフルカラーで監視できる「船舶用暗視カメラ」を設置し、前方視界を良好に確認できるよう対策した。

## ○ 法令等の遵守

- ・個人情報保護・情報公開の取組 社内規程等に基づき適正に処理。
- 各種法令等の順守

管理運営基準等に記載されている法令等の遵守の徹底し、必要な法令厳守につながる研修の受講している。

・情報事故への対応

ネットワークシステムのクラウド化により情報セキュリティー対策を継続実施しているほか、社内規程に基づく 情報管理を徹底している。

## 2 事業効果

#### ○ 事業の取組

・利用者サービス向上に向けた取組

土、日、祝日及び深夜、早朝の給水依頼は、電話転送サービスにて随時対応している。小学校低学年向けの書籍「はじめての船ずかん」より運搬給水船の掲載依頼があり、取材や写真提供などに協力し事業PRに努めた。

・利用促進への取組

東京みなと祭りやみなと区民祭りにて、ブースを出展し、給水事業パンフレットを使った事業PRに努めた。有明客船ターミナルで開催された「東京港見学会(冬)」で、給水船の放水デモンストレーションや事業紹介を実施した。

## ○利用の状況

・岸壁給水(セルフ除く) 件数:242件、給水量:40,724㎡

・岸壁給水(セルフ) 給水量:35,325㎡

・運搬給水 件数:201件、給水量:17,134㎡

## ○ 利用者の反応

・アンケート実施状況

アンケート配布枚数:57枚、アンケート回収枚数:21枚

紙のアンケートを回収していたが、利用者の利便性向上やペーパレスに繋げるため、Webでのアンケートを実施した。内容についても「満足」「ほぼ満足」を合わせて8割の評価を頂いた。

## ○ 行政目的の達成

・施設の目的達成

東京都が年1回実施するドック入りの際は、大規模修繕項目について東京都と打ち合わせを行い、船舶の維持管理、延命化に向けて協議を行った。晴海ふ頭工事に伴う岸壁給水の埋設管損傷時には、配管をテープでふさぐなど迅速に対応し、被害を最小限に抑えた。

# 3 収支状況(単位:千円)

項目		金額 (税込)
収入	指定管理料	111,939
支 出	管理運営費	96,698
収支差		15,241